



埼玉県報

第 584 号
令和 7 年(2025 年)
1 月 21 日
火曜日

目 次

告示

- 杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価事後調査書の縦覧（環境政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 荒川右岸用排水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 坂戸市坂戸 I C 地区土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 熊谷都市計画下水道（熊谷市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 行田都市計画下水道（行田市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 羽生都市計画下水道（羽生市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 高齢者講習等予約一元化システムサーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 県道菅谷寄居線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 裁決手続開始の決定（収用委員会事務局）
- 裁決手続開始の決定（収用委員会事務局）
- 裁決手続開始の決定（収用委員会事務局）
- 裁決手続開始の決定（収用委員会事務局）
- 裁決手続開始の決定（収用委員会事務局）

告 示

埼玉県告示第三十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、埼玉県企業局から杉戸町の区域内において行われた杉戸屏風風深輪地区産業団地整備事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

杉戸町産業振興課

春日部市環境政策課

幸手市環境課

茨城県境町防災安全課

千葉県野田市環境保全課

二 縦覧の期間

令和七年一月二十一日（火）から令和七年二月二十一日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告 示

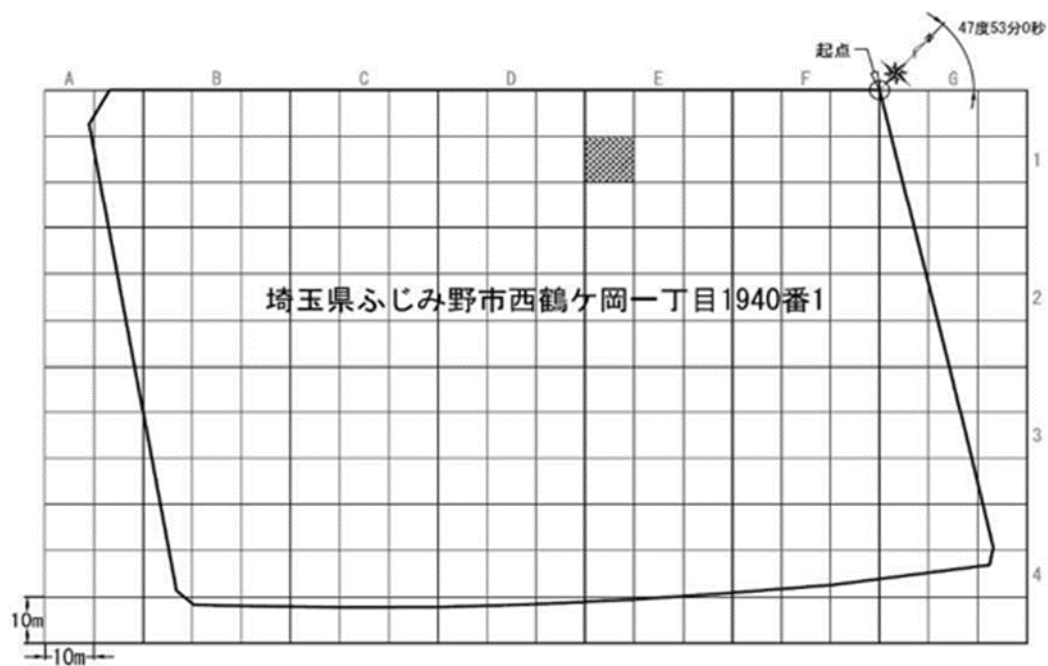
埼玉県告示第三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年埼玉県告示第四百四十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目千九百四十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去



凡 例



敷地



要措置区域を解除する区域

【起点】

起点は、埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1940番1の最北端とする。

【格子の回転角度 47度53分0秒】

告 示

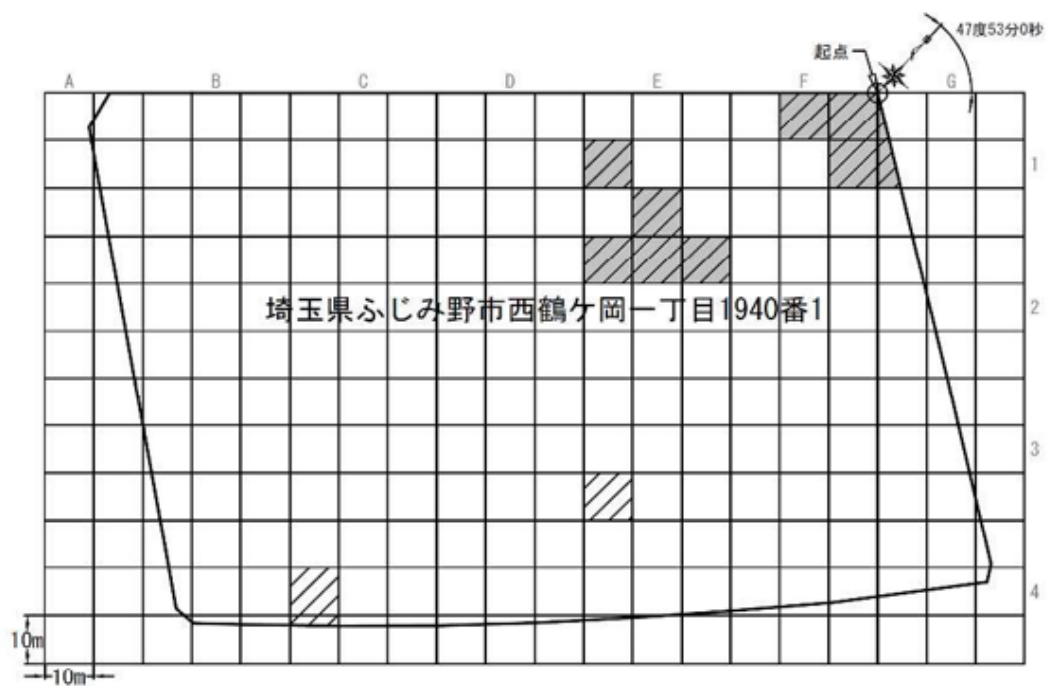
埼玉県告示第三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第四百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目千九百四十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



凡 例

-  敷地
-  形質変更時要届出区域
-  形質変更時要届出区域を解除する区画

【起点】
起点は、埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1940番1の最北端とする。

【格子の回転角度 47度53分0秒】

告 示

埼玉県告示第三十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

医師の氏名	藤田 雄己
指定障害区分	視覚障害
診療科名	航空医学診療科 (眼科)
医療機関の名称	自衛隊入間病院
医療機関の所在地	四 入間市向陽台二―一―
指定年月日	令和七年一月十六日

告 示

埼玉県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川右岸用排水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	内 田 光 夫	埼玉県川越市大字北田島三百六十六番地
同	澤 田 勇 夫	同 大字菅間七百二十六番地
同	塩 野 富 雄	同 大字石田本郷二百九番地
同	吉 澤 敏 之	同 大字鴨田八百六十六番地
同	鈴 木 健 治	同 大字鹿飼五百四十四番地
同	三 上 喜久藏	同 大字古谷上二千百十七番地一
同	渋 谷 實	同 同 五千六百六十三番地一
同	齊 藤 秀 一	同 大字古谷本郷九百五十七番地
同	櫻 井 秋 雄	同 大字小中居七百七十九番地
同	加 藤 浩	同 大字牛子二十八番地一
同	原 田 幹 夫	同 大字今泉三百九十二番地二
同	関 根 利 明	同 大字久下戸二千八百七十六番地
同	程 島 政 晴	同 大字渋井四百二十二番地
同	新 井 則 幸	同 富士見市大字東大久保二千百九十三番地
同	宇津木 寿 子	同 川越市脇田新町十八番地十七
同	新 井 幸 枝	同 富士見市大字東大久保三百四十三番地
監事	忍 田 衛	同 川越市大字鴨田七百三十四番地一
同	杉 浦 朗	同 大字古谷上三千七百四十三番地
同	木 下 章	同 川越市大字萱沼二千番地四
同	新 井 規 泰	同 富士見市大字東大久保七百二十一番地

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	内 田 光 夫	埼玉県川越市大字北田島三百六十六番地
同	澤 田 勇 夫	同 大字菅間七百二十六番地
同	矢 島 一 雄	同 大字石田本郷四百四番地

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西島	新井	三上	洪谷	堀井	秦	栗原	新井	若海	宮崎	鴻村	西島	沼野	木下	新井
貞一	義平	喜久藏	實	重樹	隆之	政仁	透	玄平	淳	和男	進	孝	章	則幸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大字鴨田八百二十四番地一	大字中老袋三百六十六番地一	大字古谷上二千百十七番地一	同 五千六百六十三番地一	大字古谷本郷千四百五番地一	大字大中居二百八十番地一	大字南田島千五百八十四番地	大字並木三百七十四番地二	大字久下戸千八百十番地二	大字古市場百八十一番地	富士見市大字東大久保二百二十番地	川越市大字鴨田二百五十一番地一	大字古谷上百七十八番地一	大字萱沼二千番地四	富士見市大字東大久保二千百九十三番地

告示

埼玉県告示第四十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県加須市北篠崎字道上八百六十五番一	田	田	九六五・〇〇
埼玉県加須市北篠崎字道上八百八十三番	田	田	一、六七〇・〇〇
埼玉県加須市北篠崎字道上八百八十四番一	田	田	一、〇四九・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市北篠崎字道上八百六十五番一	田	令和七年 六月一日	十年	〇円
埼玉県加須市北篠崎字道上八百八十三番	田	令和七年 六月一日	十年	〇円
埼玉県加須市北篠崎字道上八百八十四番一	田	令和七年 六月一日	十年	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和六年八月二十六日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし。

六 補償金の還付について

該当なし。

告示

埼玉県告示第四十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
埼玉県羽生市大字発戸字上り田四百七十四番一	田	九六三・〇〇	
埼玉県羽生市大字発戸字原二百八十八番一	畑	二一一・〇〇	
埼玉県羽生市大字発戸字原二百八十九番一	田	六九二・〇〇	
埼玉県羽生市大字発戸字原三百一番一	畑	三二八・〇〇	
埼玉県羽生市大字発戸字干谷九百二十五番一	田	七七三・〇〇	

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県羽生市大字発戸字上り田四百七十四番一	田	令和七年六月一日	九年五か月	四万五千三百四十一円
埼玉県羽生市大字発戸字原二百八十八番一	畑	令和七年六月一日	九年五か月	九千九百三十四円

埼玉県羽生市 大字発戸字原 二百八十九番 一	田	令和七年 六月一日	九年 五か月	三万二千五百八十一円
埼玉県羽生市 大字発戸字原 三百一番一	畑	令和七年 六月一日	九年 五か月	一万五千四百四十三円
埼玉県羽生市 大字発戸字千 谷九百二十五 番一	田	令和七年 六月一日	九年 五か月	三万六千三百九十五円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報
所有者等が確知できない状態となっている。令和六年八月二十九日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法
利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について
農地の所有者等はさいたま地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

告示

埼玉県告示第四十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和六年八月二十八日付けで次の肥料を登録したので、同法第十条第一項の規定により公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

登録番号	埼玉県第七〇九号
肥料の種類	混合堆肥複合肥料
肥料の名称	混合堆肥複合肥料12号
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 一・五 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・五 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地

告 示

埼玉県告示第四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

登 録 番 号	埼 玉 県 第 六 九 九 号	肥 料 の 種 類	魚 か す 粉 末	肥 料 の 名 称	8 ・ 5 1 6 ・ 0 魚 か す 粉 末	保 証 成 分 量 (%) そ の 他 の 規 格	窒 素 全 量 八 ・ 五 りん 酸 全 量 六 ・ 〇	登 録 の 有 効 期 限	令 和 十 二 年 九 月 三 十 日	生 産 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	大 東 肥 料 株 式 会 社 東 京 都 江 東 区 亀 戸 六 丁 目 四 十 九 番 十 二 号
登 録 番 号	埼 玉 県 第 六 九 〇 号	肥 料 の 種 類	混 合 有 機 質 肥 料	肥 料 の 名 称	混 合 有 機 8	保 証 成 分 量 (%) そ の 他 の 規 格	窒 素 全 量 八 ・ 〇 りん 酸 全 量 三 ・ 〇 加 里 全 量 一 ・ 〇 含 有 を 許 さ れ る 有 害 成 分 の 最 大 量 及 び そ の 他 の 制 限 事 項 は 公 定 規 格 の と お り	登 録 の 有 効 期 限	令 和 十 二 年 十 月 二 十 一 日	生 産 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	兼 松 ア グ リ テ ッ ク 株 式 会 社 茨 城 県 神 栖 市 東 深 芝 四 番 地 七

埼玉県第 七〇五号	埼玉県第 五五六号	埼玉県第 六九八号
食品残さ 加工肥料	乾燥菌体 肥料	混合有機 質肥料
みどり くん	乾燥菌 体肥料 FⅠ1 号	混合有 機43 2
窒素全量 二・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇
令和十二 年十一月 三日	令和九年 十月二十 八日	令和十二 年九月十 三日
大村商事株式会 社 埼玉県志木市下 宗岡二丁目十八 番二十号	フジッコ株式会 社 兵庫県神戸市中 央区港島中町六 丁目十三番地四	有限会社九頭龍 埼玉県狭山市大 字下奥富二千四 百五十一番地

告 示

埼玉県告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により坂戸市から坂戸都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四十六号

熊谷市から熊谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四十七号

行田市から行田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四十八号

羽生市から羽生都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

高齢者講習等予約一元化システムサーバ等機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年11月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

243,144,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年10月1日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

菅谷寄居線	路 線 名
比企郡小川町大字中爪字東稲 岡八七九番一地先から 同郡同町大字下横田字向ノ前 一九五番三地先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)	供用開始の区間
令和七年一月二十一日	供用開始の期日
平成二十八年五月三十一日付け埼玉県東 松山県土整備事務所長告示第八号で告示 した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二一・九〇メートル。	備 考

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和六年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

四 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

1 所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百三十一番四

地目 登記簿 雑種地

現 況 雑種地

地積 登記簿 六十八平方メートル

実 測 七十・九〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二十七・〇五平方メートル

2 所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百三十一番一

地目 登記簿 雑種地

現 況 雑種地

地積 登記簿 四百九十六平方メートル

実 測 五百四十七・五九平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 百三十・一五平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

長谷川 敦

埼玉県草加市柳島町五十三番地

六 裁決手続の開始を決定した日

令和七年一月十五日

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和六年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

四 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百三十一番六

地目 登記簿 雑種地

現 況 雑種地

地積 登記簿 百二十三平方メートル

実 測 百二十四・六一平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二十七・五三平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

1 長谷川 敦（持分二分の一）

埼玉県草加市柳島町五十三番地

2 野口 順子（持分二分の一）

東京都足立区舎人五丁目七番二十二号

六 裁決手続の開始を決定した日

令和七年一月十五日

告 示

埼玉県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和六年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

四 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百五番三

地目 登記簿 畑

現 況 雑種地

地積 登記簿 二百四十四平方メートル

実 測 二百七十七・八一平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 九十五・三八平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

長谷川 敦

埼玉県草加市柳島町五十三番地

六 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利の種類

1 名 称 財務省（取扱庁 川口税務署）

所 在 地 埼玉県川口市青木二丁目二番十七号

権利の種類 抵当権

登記受付年月日 平成三十一年四月九日 第九六六三号

2 名 称 飯村建材株式会社

所 在 地 東京都足立区栗原三丁目二十一番一号

権利の種類 賃借権

七 裁決手続の開始を決定した日

令和七年一月十五日

告 示

埼玉県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和六年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

四 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百五番三

地目 登記簿 畑

現 況 雑種地

地積 登記簿 二百四十四平方メートル

実 測 二百七十七・八一平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二十四・九七平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

長谷川 敦

埼玉県草加市柳島町五十三番地

六 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利の種類

名 称 財務省（取扱庁 川口税務署）

所 在 地 埼玉県川口市青木二丁目二番十七号

権利の種類 抵当権

登記受付年月日 平成三十一年四月九日 第九六六三号

七 裁決手続の開始を決定した日

令和七年一月十五日

告 示

埼玉県収用委員会告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和六年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

四 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

1 所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百五番六

地目 登記簿 畑

現 況 雑種地

地積 登記簿 五十一平方メートル

実 測 四十一・一九平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四十・三二平方メートル

2 所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百六番二

地目 登記簿 畑

現 況 雑種地

地積 登記簿 三・三〇平方メートル

実 測 八・一〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 一・二八平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

長谷川 敦

埼玉県草加市柳島町五十三番地

六 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利の種類

1 名 称 東京電力パワーグリッド株式会社

所 在 地 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

権利の種類 地役権

登記受付年月日 昭和三十七年九月二十八日 第六〇九一号

2

名 称 財務省（取扱庁 川口税務署）

所 在 地 埼玉県川口市青木二丁目二番十七号

権利の種類 抵当権

登記受付年月日 平成三十一年四月九日 第九六六三号

七

裁決手続の開始を決定した日

令和七年一月十五日